

平成31年第1回上三川町議会定例会会議録

平成31年3月20日（水）

17 目 目

（委員会審査結果報告・討論・採決）
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第3番 海老原友子
第4番 神藤 昭彦	第5番 小川 公威
第6番 志鳥 勝則	第7番 高橋 正昭
第8番 稲川 洋	第9番 勝山 修輔
第10番 津野田重一	第11番 生出 慶一
第12番 稲見 敏夫	第13番 松本 清
第14番 稲葉 弘	第15番 石崎 幸寛
第16番 田村 稔	

3. 欠席議員

第2番 宇津木宣雄

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第2号から議案第20号までの常任委員会審査結果報告について

日程第2 議案第28号から議案第34号までの平成31年度予算特別委員会審査結果報告に

ついて

日程第3 議員案第1号 上三川町議会基本条例の制定について

日程第4 議員案第2号 上三川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第5 委員会案第1号 上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 委員会案第2号 上三川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15人です。

なお、2番宇津木宣雄君については、欠席する旨報告いたします。

(欠席議員 2番 宇津木宣雄君)

○議長【田村 稔君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1「議案第2号から議案第20号までの常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

平成31年3月20日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 高橋正昭

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第 2号 上三川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 3号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 4号 上三川町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 5号 上三川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 6号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (6) 議案第 7号 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第 8号 上三川町人権教育推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第 9号 上三川町公民館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第10号 上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 審査日

平成31年3月8日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

平成31年3月20日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 津野田重一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第11号 上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第12号 上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第13号 上三川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について
- (4) 議案第14号 上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第15号 上三川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第16号 上三川町農産物加工所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第17号 上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について
- (8) 議案第18号 上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第19号 上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第20号 町道路線の認定について

2 審査日

平成31年3月8日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【田村 稔君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

3月4日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第2号から議案第10号までの計9件であります。

3月8日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

総務課所管の議案第2号では、欠格条項の該当者の有無に関する質問に対し、近年において欠格条項に該当し退職した職員はいない、との説明がありました。

議案第4号では、交通指導員の人数と平均年齢に関する質問に対し、人数は14人で平均年齢は57.6歳である、との説明がありました。

議案第6号では、消防団員の退職報奨金額に関する質問に対し、5年以上10年未満在職した一般団員の場合で1万4,400円である、との説明がありました。

税務課所管の議案第7号では、基礎課税額引き上げの理由に関する質問に対し、所得が多い納税者へ支払い能力に応じた負担を求めることにより納税者間の公平性を図るためである、との説明がありました。

生涯学習課所管の議案第9号では、使用料減免の内容に関する質問に対し、教育委員会に認められた5人以上で組織する団体に対し使用料の50%を減免している、との説明がありました。

審査の結果、議案第2号から議案第4号まで、議案第6号及び議案第8号は全員賛成により、並びに議案第5号、議案第7号、議案第9号及び議案第10号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

平成31年3月20日、総務文教常任委員長、高橋正昭。

○議長【田村 稔君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。10番、産業厚生常任委員長、津野田重一君。

(10番・産業厚生常任委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 産業厚生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

3月4日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第11号から議案第20号までの計10件であります。

3月8日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いた

します。

福祉課所管の議案第11号では、放課後児童支援員の資格要件に関する質問に対し、要件の改正により新たに専門職大学の前期課程修了者も支援員になることができる、との説明がありました。

健康課所管の議案第12号では、改正後のいきいきプラザ使用料に関する質問に対し、財政適正化計画の方針に基づき現在の使用料から約8%の上げ幅となる、との説明がありました。

議案第13号では、歯及び口腔の健康づくりの推進方法に関する質問に対し、条例で基本指針を定め、具体的な施策は健康増進計画で目標値を定め推進していく、との説明がありました。

保険課所管の議案第14号では、介護認定審査会の審査状況に関する質問に対し、平成29年度の開催回数は48回で、審査件数は1,211件である、との説明がありました。

産業振興課の議案第15号では、利用料金改正による増収見込みに関する質問に対し、年間2万7,350円を見込んでいると説明がありました。

議案第17号では、いきいきプラザ農産物直売所の運営に関する質問に対し、開所時間は午前9時から午後1時まで、休所日は毎週火曜日といきいきプラザの休館日である、との説明がありました。

都市建設課所管の議案第18号では、区域内のA地区にのみ建築物の高さを制限している理由に関する質問に対し、既存の集落と隣接しているため周囲の環境に配慮し設定している、との説明がありました。

議案第19号では、蓼沼親水公園及び上三川城址公園における電気コンセントの使用料の差異に関する質問に対し、蓼沼親水公園の契約電力が大きく、多くの電力が使用可能であることなどから、上三川城址公園に比べ高く設定している、との説明がありました。

審査の結果、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第17号及び議案第20号は全員賛成により、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第18号及び議案第19号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

平成31年3月20日、産業厚生常任委員長、津野田重一。

○議長【田村 稔君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 平成31年度総務常任委員会に付託された条例改正案は、消費税増税を前提として、条例改正で反対です。

今回の条例改正の中には、公民館、上三川町体育施設、上三川町農村環境改善センターなどの使用料、利用料が含まれております。上三川町第7次総合計画ではスポーツ活動の普及をうたい、その中で週1回以上の運動をしている町民の割合を、平成26年度から、30%から、平成32年度には40%に、また、スポーツ施設の利用者数を19万人から21万人に、また、スポーツ環境に関する町民の満足度

を22.2%から30%にということをやっております。今回の使用料、利用料の値上げはこれらの計画に影響を与えないか、大きな懸念が残ります。

また、国民健康保険税の均等割が今回2万9,000円から2万5,000円となりますけれども、町が子育て日本一を目指すのであれば、廃止すべきというのは当然です。財政調整基金を取り崩して実施すべきではないでしょうか。

以上です。

○議長【田村 稔君】 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。

初めに、議案第2号「上三川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「上三川町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「上三川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いた

します。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「上三川町人権教育推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「上三川町公民館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「上三川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

次に、議案第14号「上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「上三川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「上三川町農産物加工所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「町道路線の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決

です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第2、「議案第28号から議案第34号までの平成31年度予算特別委員会審査結果報告について」を議題といたします。

平成31年度予算特別委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

平成31年3月20日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会平成31年度予算特別委員会
委員長 松本 清

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第28号 平成31年度上三川町一般会計予算
- (2) 議案第29号 平成31年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
- (3) 議案第30号 平成31年度上三川町介護保険事業特別会計予算
- (4) 議案第31号 平成31年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第32号 平成31年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
- (6) 議案第33号 平成31年度上三川町水道事業会計予算
- (7) 議案第34号 平成31年度上三川町下水道事業会計予算

2 審査日

全体会：平成31年3月12日、19日

分科会：平成31年3月13日

3 結果

議案第28号から議案第31号までは賛成多数により、議案第32号から議案第34号までは全員賛成により、原案どおり可決する。

○議長【田村 稔君】 これより委員長の報告を求めます。13番、平成31年度予算特別委員長、松本 清君。

(13番・予算特別委員長 松本 清君 登壇)

○13番・予算特別委員長【松本 清君】 3月4日の本会議におきまして平成31年度予算審査のため予算特別委員会が設置され、議案第28号から議案第34号までの7議案が付託されました。それを受け、3月12日、3月13日及び19日の3日間、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

審査の結果、議案第28号から議案第31号までが賛成多数により、議案第32号から議案第34号までは全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

平成31年3月20日、予算特別委員長、松本 清。

○議長【田村 稔君】 平成31年度予算特別委員長報告が終了しました。

お諮りいたします。議案第28号から議案第34号までの平成31年度各会計当初予算7議案につきましては、全議員をもって構成されました予算特別委員会における審査を終了しておりますので、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第28号「平成31年度上三川町一般会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「平成31年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成31年度上三川町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「平成31年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「平成31年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「平成31年度上三川町水道事業会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「平成31年度上三川町下水道事業会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、議員案第1号「上三川町議会基本条例の制定について」を議題といたします。

提出理由の説明を求めます。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 ただいま上程になりました議員案第1号「上三川町議会基本条例の制定について」、ご説明いたします。

お手元の議員提出議案の議案書2ページをお開き願います。

まず、本案の提出者は、私、稲川 洋、海老原友子君、小川公威君、勝山修輔君、津野田重一君、松本 清君、石崎幸寛君であります。

本案は、二元代表性のもとで議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、持続的で活力ある地域づくりと町民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的に本条例を制定するもので、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、議員案第1号を採決いたします。

議員案第1号「上三川町議会基本条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議員案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第4、議員案第2号「上三川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出理由の説明を求めます。7番、高橋正昭君。

(7番 高橋正昭君 登壇)

○7番【高橋正昭君】 ただいま上程になりました議員案第2号「上三川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。お手元の議員提出議案の議案書8ページをお開き願います。

まず、本案の提出者は、私、高橋正昭、篠塚啓一君、神藤昭彦君、志鳥勝則君、生出慶一君、稲見敏夫君、稲葉 弘君、田村 稔君であります。

本案は、町の方針である滞納者へのまちづくり補助金の支出の制限に準じ、政務活動費に対しても町税などの納付要件を付すこと及び交付の方法を見直すことなどから、本条例の一部を改正するため、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑、討論を省略したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、議員案第2号を採決いたします。

議員案第2号「上三川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議員案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第5、委員会案第1号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第6、委員会案第2号「上三川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。11番、議会運営委員長、生出慶一君。

(11番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○11番・議会運営委員長【生出慶一君】 ただいま上程になりました、議会運営委員会提出の委員会案第1号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、及び委員会案第2号「上三川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」の2議案についてご説明いたします。

お手元の委員会提出議案の議案書2ページをお開き願います。

まず、委員会案第1号についてでございますが、本案件は、平成31年4月1日から町の組織機構の変更に伴い常任委員会が所管する課を見直すことから、本条例の一部を改正するため、会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

続きまして、議案書第4ページをお開き願います。

委員会案第2号についてでございますが、本案は、会議の傍聴受付に関する運用方法の見直し及び様式の追加により本規則の一部を改正するため、委員会案第1号同様、会議規則の規定により提出するものでございます。

以上、提出理由の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、委員会案第1号及び委員会案第2号を一括採決いたします。

委員会案第1号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、委員会案第2号「上三川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、委員会案第1号及び委員会案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第7「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長【田村 稔君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成31年第1回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月4日から20日までの17日間にわたり開会しましたところ、年度末の極めてお忙しい中、ご審議をいただき、まことにありがとうございました。この間、工事請負契約の変更に伴う専決処分、人事案件や条例の改廃、補正予算、当初予算などを上程いたしました。いずれの案件につきましても終始積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払い、また予算の執行につきましては、委員長よりご報告がございました内容を真摯に受けとめ、遺漏のないよう対処してまいる所存でございます。

平成30年度も今月末をもちまして終了となり、本日出席をしております3名の課長がその役目を終えて退職いたします。4月からは新しい執行体制となりますが、今後も議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻のほどをお願い申し上げます、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る3月4日から本日まで17日間にわたり開催され、議員各位におかれましては、一般会計、特別会計、合わせて170億余りの平成31年度予算初め、条例改正などの多数の重要議案について、終始慎重かつ熱心にご審議いただきました。また、議会運営につきましてはご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後の町政執行に際しまして、十分反映されますよう強く要望する次第でございます。

終わりに、本年3月をもって退職される職員の皆様におかれましては、長い間、町政にご尽力をいただき、まことに衷心より感謝申し上げます。なお、今後も大所高所より本町発展のためにご指導くださいますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、平成31年第1回上三川町議会定例会を閉会といたします。まことにお疲れさまでした。

午前10時41分 閉会